

「社会保障プログラム法」の実施スケジュール

法律上の文言	実施スケジュール
(医療制度) 7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項	
イ 国民健康保険（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三条第一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。）に対する財政支援の拡充	平成27年法案提出等
ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。）の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策	平成27年法案提出
ハ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十六号）附則第二条に規定する所要の措置	平成27年法案提出
二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項	
イ <u>国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減</u> （※1）	平成26年度税制改正（閣議決定済み）、政令改正
ロ 被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下このロ及び次条第四項において同じ。）に係る高齢者医療確保法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。次条第四項において同じ。）に応じた負担とすること。	平成27年法案提出

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し	平成27年法案提出
ニ <u>国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。）の上限額の引上げ</u> <u>(※2)</u>	平成26年度税制改正、 （閣議決定済み）政令改正 平成27年度法案提出
三 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項	
イ <u>低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い</u> ^(※3) <u>及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費</u> ^(※4) <u>の見直し</u>	平成26年度予算（閣議決定済み）、政令改正 （一部負担金）平成26年4月から（予定） （高額療養費）平成27年1月から（予定） （高額介護合算療養費）平成26年8月から（予定）
ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し	平成27年法案提出

(※1) 第1回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で示された、「低所得者保険料軽減の拡充等」2,200億円のうちの500億円分（地方交付税措置）を充当する。

(※2) 賦課限度額は、平成26年度から、賦課限度額を後期分2万円、介護分2万円引上げる。

【引上げ後：医療分51万円、後期分16万円、介護分14万円】

(※3) 70歳から74歳までの一部負担金については、平成26年度から段階的に2割に引上げ。

(※4) 高額医療費は、平成27年1月から70歳未満について所得区分を現行の3区分から5区分に細分化する。